

平成27年度

第3回

瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

平成28年1月26日(火)

西多摩郡瑞穂町

## 平成27年度 第3回 瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成28年1月26日(火) 午後1時25分から午後2時25分

2 場 所 町民会館 第1会議室

3 出席者 会 長 根本 忠  
委 員 倉内 邦雄 委 員 中田 利子  
委 員 村上 文男 委 員 丸野 仁久  
委 員 栗原 教光 委 員 岩永 克美  
委 員 増田 英一 委 員 中野 さとみ  
委 員 岩田 松雄 委 員 渋谷 俊悦  
委 員 會田 清江

4 欠席者 0名

会議説明のため出席した者の職氏名

住民課長	小野 基光	税務課長	佐久間 裕之
納税係長	池田 朋代	特定健診係長	鳥海 博幸
国保係長	井上 裕司	国保係	村野 之男

5 議 題 (1) 平成28年度瑞穂町国民健康保険税の改定について  
(2) 平成28年度瑞穂町国民健康保険特別会計予算(案)について  
(3) その他

6 傍聴者 0名

7 配布資料 ① 会議次第  
② (資料1) 平成28年度瑞穂町国民健康保険特別会計予算(案)  
③ (資料2) 平成28年度税制改正による影響

開 会 午後1時25分

**(住民課長)**

本日はお忙しい中、会議にご出席していただきありがとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひします。それでは会議を始めさせていただきます。最初に資料の確認をさせていただきます。①会議次第、②資料1【平成28年度瑞穂町国民健康保険特別会計予算(案)】、③資料2【平成28年度税制改正による影響】、答申書(案)を配付させていただきます。また、前回委員を継続されている方には、源泉徴収票の入った封筒を置かせていただいておりますので、ご確認をお願いします。資料は大丈夫でしょうか。

国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により議長は会長をお願いします。よろしくお願ひします。

**(議長)**

皆さん、こんにちは。本年もよろしくお願ひします。先週雪が降り大変な混乱がありました。まだ、全国的にも雪と寒波の影響が出ておりますが、瑞穂町では災害が少ないところで、今回の雪でも大きな被害は出ていないようです。寒さも大変厳しくなり、委員の皆様にはお忙しい中、出席していただきありがとうございます。議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

本日は委員全員の出席ということで出席者は12名です。定数に達しておりますので、平成27年度第3回国民健康保険運営協議会を開会いたします。会議次第に従いまして議事を進めます。なお、本日の会議録の署名委員には、栗原委員、岩永委員にお願いしたいと思います。

最初に町長から瑞穂町国民健康保険運営協議会に諮問があります。町長の代理として小野住民課長から挨拶と諮問事項についてお願いします。

**(住民課長)**

・・・<住民課長挨拶省略>・・・

・・・<町長に代わり住民課長が諮問事項について口述し、

会長に諮問書を手渡す。他の委員には諮問書の写しを配付>・・・

**(議長)**

それでは、会議次第に従いまして議事を進めます。

議題(1)「平成28年度瑞穂町国民健康保険税の改定について」を議題といたします。この件につきましては、昨年の暮に町長から諮問を受けたものと、今回受けたものについて1月28日までに答申することになっておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは事務局より説明をお願いします。

**(国保係長)**

・・・「平成28年度瑞穂町国民健康保険税の改定について」・・・

<説明省略>

**(議長)**

ただいま国保係長から説明がありました。

「平成28年度国民健康保険税の改定について」この国保税の改定案に対する質問がございましたら、発言願ひします。何か質問はございませんか。

・・・<意見・質問等なし>・・・

意見・質問等がありませんので、町からの諮問事項について委員の皆様の意思を確認させていただきます。よろしくお願いいたします。

諮問事項の「平成28年度瑞穂町国民健康保険税の課税額の改定について」何か意見等ありますか。異議ございませんか。

・・・＜異議・意見等なし＞・・・

異議がないようですので、次に、地方税法の改正に伴う、「平成28年度瑞穂町国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の拡充について」何か意見等ありますか。異議ございませんか。

異議がないようでしたら、答申書に委員の意見を追加して作成したいと思います。今までの委員の意見等をまとめると、国保税率の改定は前年度の3か年をかけて10.51%、8千6百万円の保険税の引き上げを認めています。28年度はその3年目であり、引上げ率は当初の計画どおりです。諮問のとおり引き上げについては、異議はありません。また、地方税法の改正に伴う課税限度額の引き上げと、国民健康保険税の軽減判定所得の拡充については、国保税の確保の観点から必要であり、低所得者に対する配慮からすみやかに行うということによろしいですか。

・・・＜異議・意見等なし＞・・・

なお、意見として、昨年答申書と同様になりますが、引き続き特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上に努めるとともに、ジェネリック医薬品の差額通知など医療費の抑制に努めること、さらに、国民健康保険の都道府県化によって、大幅な保険税の引き上げをすることのないよう配慮することを意見として付け加えたいと思います。いかがでしょうか。

・・・＜異議・意見等なし＞・・・

それでは、異議がないようですので、「瑞穂町国民健康保険税の改定について」答申書（案）のとおり作成したいと思います。

**（住民課長）**

机上に配付させていただいている、答申書（案）のまま1月28日（木）に会長から町長へ答申書を渡したいと思います。よろしくお願いします。

**（議長）**

課税限度額の引き上げと軽減判定所得の拡充を含めて、答申書（案）のとおりとしたいと思います。

それでは、議題の「（2）平成28年度瑞穂町国民健康保険特別会計予算（案）について」事務局から説明をお願いします。

**（国保係長）**

・・・「平成28年度瑞穂町国民健康保険特別会計予算（案）について」・・・

＜説明省略＞

**（議長）**

次に、平成28年度特定健康診査・特定保健指導事業について、特定健診係長から説明をお願いします。

**（特定健診係長）**

・・・「平成28年度特定健康診査・特定保健指導事業について」・・・

＜説明省略＞

**（議長）**

次に、平成28年度収納事務について、税務課長から説明願います。

(税務課長)

・・・「平成28年度収納事務について」・・・

<説明省略>

(議長)

ただ今、「平成28年度瑞穂町国民健康保険特別会計予算(案)について」、「平成28年度特定健康診査・特定保健指導事業について」、「平成28年度収納事務について」の説明がありました、何か質問等がありますか。

(委員)

特定健康診査の関係ですけれども、目標値は既に決まっていると思いますが、平成26年度が45%、平成27年度が47%ですけれども、平成28年度の目標値は何%ですか。

(特定健診係長)

特定健康診査は、現在、第二期瑞穂町特定健康診査実施計画に基づき日々努力しているわけですが、平成28年度の実施率の目標値は50%を目標としています。

(委員)

特定健康診査は、ガン等の早期発見等で医療費の削減が図れると思いますので、目標値を更に上げていただいて、医療費の削減に励んでいただきたいと思いますが。

(特定健診係長)

ただいま申し上げた数値は計画上のものであり、計画値を上回るために日々努力をしています。計画値は計画値、実績値は実績値として少しでも高い数値を目指す努力をしていきたいと考えています。

(議長)

他に何か質問等がありますか。

(委員)

特定健康診査は、年4回各地区でガン検診と合わせておこなっているということですが、受診率はどのくらいですか。

(特定健診係長)

ただ今の質問は、最初の説明では集団健診といいまして、平成27年度は保健センターと殿ヶ谷会館、武蔵野コミュニティセンターの合計4回おこないました。この回に限り肺ガン検診、胃ガン検診の同時受診が可能な日として設定しておこなっています。ガン検診と同時受診ということで、一度の受診で数多くできるということで魅力がありお得感があるという健診です。特定健康診査では、そのお得感で受診者数を増やすという考えで実施しているものです。肺ガン検診との同時健診が3回、胃ガン、肺ガン検診との同時健診が1回で計4回の受診となります。胃ガン、肺ガンとの同時受診日が60名の定員ですが60名を越える予約をいただいております。

平成28年度につきましては、この現状をふまえて胃ガン、肺ガンの同時健診日を更に1回増やすこと、健診期間の早い時期の5月中旬過ぎから始めますがなるべく早い時期に設定して、より多くの人にこのお得感のある健診を受けていただくことによって、特定健康診査の受診率の向上につなげたいと考えています。その他の肺ガン検診つきましても、ガン検診との同時受診ということで、定員に対して満たないときもありますが、予約が多く定員に近くなる健診となっています。

(議長)

他に何か質問はありますか。

(委員)

国民健康保険特別会計予算(案)について、質問があります。款8に繰入金がありますが、平成28年度は5億3千389万5千円とあり、町からの財源を算出して決めたのだと思いますが、平成27年度と比較して8千100万円減らして予算を計上しています。国民健康保険から後期高齢者医療へ移ったことにより減らしたということなのか。あるいは今回の保険税の引き上げによる増額分を見込んで減らしたのか説明してほしい。また、国民健康保険に加入している世帯は約40%で、人口でいうと3万3千人の約30%の国保加入者が5億3千万円の町の財源の恩恵を受けているということになります。PRすることで国民健康保険に加入している人に、もう少し負担してもらうことが必要ではないかと思います。

(住民課長)

平成28年度の赤字補填繰入金が3億8千500万円で前年度の当初予算と比べて9千万円少なくなっている要因は、予算書の歳入「4. 前期高齢者等交付金」が前年度と比べて1億8千641万1千円増額となっております。この内1億4千万円が平成26年度分の精算分で追加交付となっております。平成26年度の前期高齢者等交付金が少なかったということで、精算分で1億4千万円が増えております。平成26年度の赤字補填額が5億9千700万円と前年と比べてもおよそ1億円増えています。前期高齢者等交付金が適正に交付されなかった分、一般会計から多く補填して歳入と歳出のバランスをとったこととなります。

簡単にいいますと、平成26年度の精算分が入ってくることによって平成28年度の赤字補填繰入額の抑制ができたということになります。今回、歳出の保険給付費がトータルで5千5百12万5千円減額になっておりまして、「1. 療養諸費」が大きく6千223万8千円を減額しています。こちらは医療費の関係になりますが、平成27年度が平成26年度決算と同額か少し下回る状況です。よって平成28年度の当初は、平成27年度決算見込み額を考慮して、予算を立てております。大きな減少としては、被保険者数が減っていることが要因になっていると思います。昨年も被保険者数はかなり減少したのですが、医療費は伸びておりました。全体的に大きな病気になる方が昨年に比べて減少しているという状況が、平成27年度が前年に比べて伸びていない要因で、平成28年度はその状況から医療費は抑制した予算を立てたということになります。

他に歳出側で大きく増えているのは、「7. 共同事業拠出金」で、前年度と比べて7千731万円増えております。これは2つの制度がありまして、80万円以上の医療費に対して東京都全体の区市町村で、平準化にするという制度です。平成27年度から1円以上80万円未満の医療費についても、同じように東京都全体の区市町村で平準化にするという制度に変わっております。1円以上80万円未満の方が大幅に引き上がっておりまして、1億円弱多く伸びております。歳入側の「6. 共同事業交付金」は、瑞穂町でかかった部分をその制度から交付されるという制度になっています。歳入と歳出両方ありますが、この大きな差を仮に1億円交付金の方が歳出側より多いわけで、差額の9割ぐらいの金額を東京都の特別調整交付金で補填してくれるという制度があります。歳出の「7. 共同事業拠出金」の7千731万円の増額は、この金額ほど予算には影響はあたえないという制度になっております。

今回繰入金を大きく減額することができたのは、先ほど説明した前期高齢者支援金等の交付金が2年前の精算分で1億4千万円ほど精算交付があるということが、大きな要因となっております。

す。国保税は皆様に改定を認めていただいておりますが、当初予算比較では、減少ということになっています。改定はしているのですが、被保険者数の減少が響いております、予算的に前年度を上回ることができない状況です。今回3か年かけて8千600万円の増額改定をさせていただいて、約3.50%を平成26年度から平成28年度で改定することでこの予算の金額になっています。改定しない場合は、1割程度下がってしまうことになり、さらに赤字補填額が増えることとなります。皆様のご協力により3か年の改定ができましたので、この予算ができたと思います。

また、平成30年からの都道府県化を考えると、3か年続けての引き上げをしたので、平成28年度以降はしたくないのですが、平成30年からの大幅な引き上げが今見込まれていますので、平成29年度以降も計画的に改定をさせていただくことになると思いますので、ご協力をお願いします。

**(議長)**

他に何か質問等ありますか。

なければ質疑を終わります。

次に、議案(3)「その他」について、事務局から何かありますか。

**(国保係長)**

本年度は運営協議会を3回開催させていただき、ご意見等をいただきありがとうございました。

ご出席いただいた委員報酬は、2月5日(金)に各委員の口座に振込みを予定しています。

ご確認をお願いします。

**(議長)**

以上で本日予定されていた議題は全て終了いたしました。本日は皆さんお疲れ様でした。

閉 会 午後2時25分